

国住政第91号
国住生第799号
国住指第4284号
平成31年4月1日

日本建築士連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長

建築指導課長

「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。）の一部が改正されたことを踏まえ、本通知を別添新旧のとおり改正することにしましたので、増改築等の工事に係る証明に関して、別添新旧の内容について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。